第３２回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録

［日　時］　平成２０年６月１９日（木）午後７時００分～午後９時００分

［場　所］　生駒市役所　４０１・４０２会議室

［出席者］

（委　員）　石田榮仁郎、緒方賢史、金谷重樹、田中啓義、三村英子

（実施機関職員）　市長公室長・安井幹雄、広報課長・新谷　厚、同課課長補佐・松本和巳、市民活動推進課長・奥畑行宏、同課課長補佐・前川好啓、同自治振興係長・八重史子

（不服申立人及び補佐人）

不服申立人０名、補佐人０名

（事務局）　企画財政部長・中田好昭、総務課長・高田明平、同課長補佐・堀本慎一、同課情報統計係長・市川　豊、同課情報統計係員・殿水成樹

［配付書類］

〔当日〕　１　レジュメ

２　諮問情第９号関係書類

３　諮問情第１０号関係書類

４　実施機関口頭理由説明申出書及び回答書

〔事前郵送〕

１　経過概要

２　実施機関不開示理由説明書

〔審議等事項〕

１　経過概要説明

２　実施機関の理由説明及び質疑

３　その他

≪審議等内容≫

１　経過概要

（１)事務局から本件第９号及び第１０号の経過についての概要報告があった。なお、第９号及び第１０号の内容が似通っているため、実施機関各号の担当課両方入室してもらうこと審査会に了承いただく。

（２）委員からの経過概要についての質疑等はなかった。

２　実施機関の理由説明及び質疑

（１）第９号担当実施機関の職員から、公文書不開示決定理由説明書に沿って不開示とした理由について説明があった。

○　不開示にした部分、広報の配付用の文書について、自治会長の住所・電話番号、広報配付担当者・世話人等の住所・氏名・電話番号、管理人の住所・入館キーの暗証番号

広報いこまの入札、契約に関する書類について、入札の委任を受けた者の印影、従業員の氏名

以上の情報については個人識別情報との認識から不開示とした。

（２）委員から質疑があり、実施機関の職員が応答した。主な質疑・応答・発言は次のようなものであった。

〔質疑〕入札代理人の氏名を公開されている基準について

〔応答〕会社から委任されている者とし、会社の代表者と同等の取り扱いをしている。ただ、印影については、私印として個人で利用している可能性も否定できず不開示にしている。

〔発言〕入札代理人の印影は不開示で、氏名は開示しているので整合性が取れているのか疑問がある。

〔質疑〕管理人情報等の取り扱いについて

〔応答〕住み込み管理人は、住人でもあり、氏名、住所、部屋番号等を不開

示、通勤で管理をされている場合は、氏名のみ不開示処分とした。

（３）第１０号担当実施機関の職員から、公文書不開示決定理由説明書に沿って不開示とした理由について説明があった。

○　不開示にした部分、自治会長の住所・電話番号、個人の印影、各自治会添付の決算書等の中にある自治会員個人に関する情報及び自治会資産の口座に関する情報、自治振興費振込先口座情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義）

以上の情報については個人識別情報あるいは財産情報との認識から不開示とした。

（４）委員から質疑があり、実施機関の職員が応答した。主な質疑・応答・発言は次のようなものであった。

〔質疑〕自治会長以外の氏名も公表しないのか

〔応答〕会長は公職としての扱い、その他の自治会員については個人情報として扱った。

〔質疑〕県内県外他市との比較については、どのようになっているのか。

〔発言〕事務局より説明（資料配付し説明）

〔質疑〕口座情報の中で、金融機関名、支店名、口座種別が判明することで不利益につながる具体的な事象が予想されますか

〔応答〕金融機関の預金獲得の際の対象になる可能性は否定できない、

また、今回の振込については、自治会長個人へと自治会への２種類の内容があり、各自治会で振込先の口座が指定できるが、自治会により様々な取り扱いがあり、各口座が、個人か法人か、個別に確認できないこともあり不開示とした。

３　その他

次回以降の会議の日程調整を行い、次のとおり決まった。

ア　第 33 回（本件第２回）審査会　7 月 31 日（木）午後 1 時 30 分から

イ　第 34 回（本件第３回）審査会　8 月 25 日（月）午後 7 時 00 分から

ウ　第 35 回（本件第４回）審査会　9 月 16 日（火）午後 7 時 00 分から